

第7号議案

大田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和3(2021)年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第331号

令和3(2021)年1月29日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

大田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

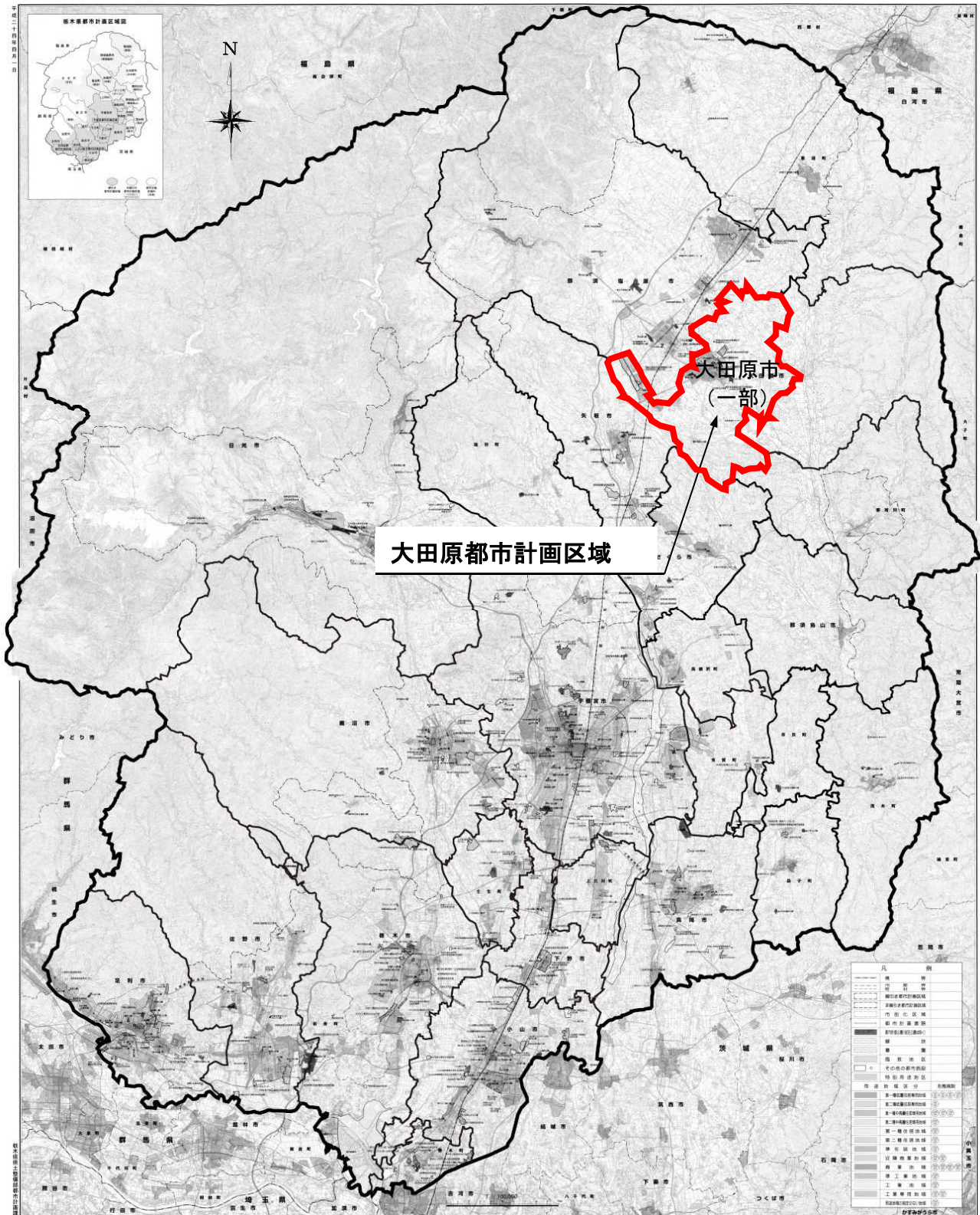
このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

計画書は別冊のとおり

位置図

大田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について



縮尺 1 : 500,000